

令和4年度  
(第1回)

## 能美市都市計画審議会

### 議事録

日時 令和4年5月27日(金)  
10時00分～11時05分

場所 能美市ふれあいプラザ 2階 第1会議室



1. 開催日時 令和4年5月27日（金）10時00分より
2. 会場 ふれあいプラザ 第1会議室
3. 出席者 委員：竹本敏晴、本裕一、森俊偉、西雅哉、新川葉子、  
山田文恵、田中策次郎、仙台謙三、本田芳弘（代理：  
塩浦晃）、金子直太、松崎弘、谷田好子、清水和貴子  
（13名）  
事務局：6名
4. 欠席者 山本外茂男（1名）
5. 会議議題 議案第1号能美都市計画用途地域の変更について（能美市決定）  
議案第2号能美都市計画特別用途地区の変更について（能美市決定）  
議案第3号能美都市計画特定用途制限地域の変更について  
（能美市決定）
6. 議事の経過及び議決の結果

#### ●司 会

皆様、本日はお忙しい中、ご出席賜りまして、誠に有難うございます。司会を務めます、まち整備課の大田でございます。よろしくお願いたします。

只今より、令和4年度 第1回 能美市都市計画審議会を開催致します。

開催にあたりまして、吉田土木部長よりご挨拶を申し上げます。

#### ●部 長 ～挨拶～

本日はお忙しい中、本審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。

本日は議案としまして3つございます。用途地域の変更とありますが、実際は用途地域を設定する箇所が4箇所ございます。これに関連し、今までの特定用途制限を除外して用途地域を設定します。さらに一部については、特別用途地区を上乗せして規制する関連する3つの議案を説明します。

その他と致しまして、第2次能美市都市計画マスタープランの見直しです。これは2009年に能美市都市計画マスタープランを策定しましたが、それから約10年が経ち、その間に能美市総合戦略の改訂があり、それを受けて見直しを行ったものをご報告致します。

それからもう1つ特定用途制限地域の規制の見直しを行おうと思っています。これは用途地域が指定されていない箇所についての規制ですが、活性化を図るために緩和させていただきたいと考えております。

皆様におかれましては忌憚のないご意見を賜りますとともに、今後とも市の都市計画政策にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひ致します。

●司 会

本日の審議会には、委員13名の出席をいただいております。したがいまして、能美市都市計画審議会条例第5条第2項の規定による委員の過半数の定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立致しますことをご報告いたします。

ここで、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

能美市農業委員会会長	竹本 敏晴 様
能美市商工会会長	本 裕一 様
金沢工業大学名誉教授	森 俊偉 様
北陸先端科学技術大学院大学特任教授	山本 外茂男 様

本日は欠席であります。

弁護士	西 雅哉 様
能美市社会福祉協議会事務局長	新川 葉子 様
石川県建築士会小松能美支部	山田 文恵 様
能美市議会議長	田中 策次郎 様
能美市議会総務産業常任委員長	仙台 謙三 様
石川県南加賀土木総合事務所長	本田 芳弘 様

本日は公務のため、塩浦次長がお見えになっております。

石川県南加賀農林総合事務所長	金子 直太 様
石川県能美警察署長	松崎 弘 様
能美市婦人団体協議会会長	谷田 好子 様
能美市国際交流協会	清水 和貴子 様

以上、14名の皆様です。

なお、委員の皆様ごの任期につきましては、令和7年3月31日までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

●司 会

これより、当審議会を進めるにあたりまして、能美市都市計画審議会条例第4条では、会長を置くことが定められており、同第2条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の互選により定めることとなっております。

そのため、今回、改めて会長の互選となるわけではありますが、いかが取り計らえばよろしいでしょうか。

(事務局一任の声)

それでは、事務局からのご提案になりますが、竹本 敏晴 様 にお願ひするといふことで、ご異議ございませぬか。

(異議なしの声)

それでは、竹本委員に会長をお願ひしたいと思ひます。  
竹本会長一言ご挨拶をお願ひいたします。

●会 長 ～挨拶～

ただ今、会長に選任いただきました竹本でございます。皆様のご指導をいただきまして職務をまっとうしたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

●司 会

次に、会長の職務代理者であります。これは、能美市都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、会長が指名することとなっておりますので、会長から指名をお願ひします。

●会 長

それでは、森委員を指名いたします。

●司 会

それでは、森委員に会長職務代理をお願ひしたいと思ひます。  
森委員、よろしくお願ひいたします。

●司 会

運営要領により、会長が会議の議長となりますので、これからの議事の進行を竹本会長に、お願ひいたします。

●会 長

それでは、ただ今より議事に入りますので、皆様のご協力をお願ひします。  
まず、議事録署名人を指名いたします。  
議事録署名人は 山田委員 と 清水委員 にお願ひ致します。

●会 長

それでは、次第に基づき、議案第1号から第3号までについて関連がありますので事務局より一括して説明をお願いします。

#### ●事務局

それでは議案第1号から第3号についてご説明申し上げます。

議案第1号 能美都市計画用途地域の変更

議案第2号 能美都市計画特別用途地区の変更

議案第3号 能美都市計画特定用途制限地域の変更

です。これら3件は関連がありますので、合わせてご説明いたします。

市内4箇所の土地利用に関する変更で、能美市が決定権者となります。

対象箇所は、辰口地区、小長野・大長野地区、大長野・牛島地区、末信地区で、これら4地区に、新たに（議案第1号）用途地域を指定し、これに伴い、これまで指定していた（議案第3号）特定用途制限地域の削除を行います。

また、小長野・大長野地区の一部については、用途地域の指定に合わせて（議案第2号）特別用途地区の指定を行います。

次に、具体的に建築可能なものがどう変更となるか、お手元の資料1でご説明致します。資料1をご覧ください。

これまでこの4地区は、能美市の条例の特定用途制限地域で○・数字入りの○・△で示した建物に用途が制限されていましたが、赤い矢印の右側の用途地域・特別用途地区の欄に示すものに変更となります。

例えば、第一種住居地域の欄を上から下に見ていきますと、住宅系は建築可能、店舗等は3,000㎡以下まで建築可能、事務所等も3,000㎡以下まで建築可能、というふうになります。こちらをご参照いただきながら、説明をお聞きいただければと思います。

それでは各地域の詳細をご説明いたします。

始めに辰口地区0.9haです。議案書の13ページでございます。

市内を縦断する加賀産業道路沿線の、旧辰口フラワーパークとして利用していた場所です。辰口丘陵公園と能美市役所本庁舎の中間あたり、クスリのアオキやその他飲食店などの商業施設が集積している区域です。

現在は、能美市土地利用条例の「特定用途制限地域（田園地域）」であり、200㎡を超える店舗や150㎡を超える事務所等が規制されています。周辺の加賀産業道路沿線は準工業地域（紫色）であり、ほとんどの建物が建てられる用途地域となっています。

この場所は市外からのアクセスに優れた環境にあり、今後「能美市の特産品などの

販売所を兼ね備えた、「道の駅」的な機能を持った施設の計画を検討しており、隣接する用途地域に同じ「準工業地域」の指定をし、地域の活性化を図っていきたくと考えています。

次に、小長野・大長野地区12.4haです。議案書の14ページでございます。こちらは、旧国道8号線の沿線の地域で、国道8号バイパスとの結節点となっております。沿線には店舗・飲食店・工場等の商業・工業系の施設が集積していますが、現在は、能美市土地利用条例の「特定用途制限地域（幹線道路沿線地域・田園地域）」で、大規模な店舗や事務所・遊戯施設・工場等が規制され既存不適格建築物となっている状況であります。

市としては、能美市や小松市の玄関口として、今後も商業系・工業系施設の需要が増えると見込んでおり、開発需要に応じた幹線道路沿線の有効な土地利用の誘導を図るため、「準工業地域」の指定を考えています。

議案書15ページでございます。

この小長野・大長野地区については、用途地域の指定に合わせて、旧8号線から少し東に入った所に住宅地がございますので、こちらは居住環境の保全を図り、風俗営業施設などの立地を制限するため、特別用途地区「第五種特別工業地区」の指定を考えています。

特別用途地区とは、用途地域が指定されている一定の地区において、その地区の特性を活かした土地利用の規制や誘導を図るため、用途地域を補完する目的で建築物の用途について定める地区です。

続きまして、議案書16ページ・17ページです。

大長野・牛島地区、末信地区です。

現在は、能美市土地利用条例の「特定用途制限地域（田園地域）」です。

能美市では、産業団地の整備により積極的に企業誘致を行い、移住・定住の促進、定住人口の確保を喫緊の課題として、全庁上げて取り組んでおります。

令和元年度から整備している福島産業団地も順調に分譲し、能美市内の従業者数が増加傾向にあり、この2地区も従業者の定住促進のための住宅地の受け皿として、考えております。

両地区とも、広域幹線道路である国道8号線や、市内を東西に横断する能美東西連絡道路に近接しており、交通利便性が高いこと。周辺には、長野保育園、寺井小学校、寺井保育園、子育て支援センターなどの子育て施設が充実していること。旧8号線沿線には小売店舗が充実しており、買物利便性が高いことなどから、住宅地としての土

地利用を図るのに適した地区であります。

隣接する既存用途地域と合わせて、「第一種住居地域」の指定を考えています。

これで議案第1号から第3号についてのご説明を終わります。

なお、本案件について、令和4年3月4日から2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上です。

●会 長

只今、議案第1号から第3号について説明がありました。委員の皆様のご意見・ご質問をいただきたいと思えます。

●西委員

議案書4ページの議案第1号について、面積の表記が「約〇〇ha」と「約」がついているが、幅はどれくらいなのか。そこが示されていない。

●事務局

四捨五入で整数で整理しております。

●西委員

定義は明確な方が良いと思う。

●事務局

県下統一の表し方で記載しております。

●会 長

他にご意見・ご質問はありませんか。ないようですので、議案について採決を行います。

議案第1号から第3号について、原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。

## ●会 長

有難うございました。

その他といたしまして、2件について、1つずつご説明いただきたいと思います。  
まず能美市都市計画マスタープランについて、説明をお願いします。

## ●事務局

それではご説明申し上げます。皆様のお手元にあります「第2次能美市都市計画マスタープラン2022の概要版」をご覧ください。

2ページをご覧ください。基本理念 第2次能美市総合計画 まちづくりのテーマ、「市民が躍動し、地域が輝く能き美しきまちづくり」「暮らしやすさを日本一、実感できるまち」を実現するため、都市計画の基本方針として7つの方針を掲げています。土地利用や都市基盤などのハード面での暮らしやすさの整備・充実を図るとともに、市民や地域などの多様な主体が活躍しやすい環境の形成づくりに取り組みます。

3ページ目は将来都市構造についてです。

これまでに形成された既成市街地や集落のまとまりを活かし、魅力ある都市としての「まちづくり拠点」と、日常生活に必要な機能を併せ持った「地域生活拠点」という2つの「拠点」の整備・充実を推進します。

また、暮らしの機能の「集約」と質を高め「活性化」を目指します。さらに、広域交流の促進のための「基幹都市軸」と、市内地域間移動や日常生活のアクセス向上のための「地域連携軸」を位置づけ、各地域の連携を強化し、地域内外への交流の促進と質の向上を図ります。

4ページ5ページをご覧ください。土地利用方針図です。第1次マスタープランからの主な変更点ですが、

- ・福島産業団地、及び福島産業団地から能美工業団地への幹線道路沿いを、田園地区から産業集積地区に変更。
- ・国道8号線高堂IC付近の東側を田園地区から沿道商業・業務地区に変更。
- ・今回用途指定を行う大長野・牛島地区、末信地区を集落・田園地区から一般住宅地区に。
- ・金沢大学跡地（クアハウスN9の東側の徳山・和気地区）を里山地区から一般住宅地区に、金沢大学跡地付近の加賀産業道路沿いを里山地区から沿道商業・業務地区にそれぞれ変更しています。

6ページ・7ページをご覧ください。

地域別構想としまして、市内の小中学校区を基本として8つの地域に区分し、土地利用、都市施設整備、環境保全などの方針を示し、地域の実情に即してまちづくりを進

めてまいります。

8ページをご覧ください。計画の実現方策です。

計画の実現に向けては、優先的すべき課題や重点的に取り組むべき課題として、さまざまな施策に取り組みます。

また、計画の実行性を高めていくために、定期的に進捗状況や効果の評価を行い、必要に応じて見直しを含む適切な判断を行う必要があります。

そのためには、第2次能美市総合計画等の関連計画と整合を図り、適切な評価を行うとともに、着実な計画を推進してまいります。

なお、本案件について、令和4年1月4日から1か月間、パブリックコメントの募集を行い、市内14名の方から意見書の提出をいただいております。

意見の内容は、

- ・金沢大学跡地について、里山地区から一般住宅地区への変更に反対のご意見
- ・交通施設の整備方針について、「自動車・自転車・歩行者」という従来の想定だけでなく、今後はそれ以外の新しい乗り物への対応も必要となるのではないか というご意見
- ・パブリックコメントの意見書提出について、もう少し敷居が低く意見を出せる場があると良い、さまざまな情報発信とSNSを活用し、市と相互の意見交換ができるように、というご意見でした。

金沢大学跡地の利用につきましては、新聞等でも報道のあった通り、宅地造成の計画があり、現在、生態系をはじめとした環境への影響などを確認するため、自然環境調査を行っております。今後、その結果を踏まえて、宅地化する区域と環境保全する区域を検討し、地元説明会を行っていく予定でございます。以上です。

## ●会 長

只今の説明について、ご意見・ご質問がありましたらご発言願います。

ご意見が出る前に、確認ですが、主な変更箇所は4箇所でしたか。マスタープランについては、議案ではないですが、ここで皆さまのご了解をいただき、諸作業を進めることとなると思います。福島産業団地については工事に着手しておりますが、金沢大学跡地については、話はこれからで、皆さまの組織において話題が出ていますでしょうか。いかがでしょうか。田中委員、議会ではいかがでしょうか。

## ●田中委員

金沢大学の用地取得に関しては、予算について議会でも審議をしております。しか

しどのような形で利用していくかは、事務局から説明のあった通り、環境アセスメントを含め、地元の皆様のご理解を頂いて進める形だと思っております。議会としても思いを伝えていくのはもちろん、この都市計画審議会でもいろんなご意見をいただき、市民のご意見を吸い上げて進めていければと思います。また、敷居の低い意見の出せる場をとということで、議会としましても市民との意見交換会の開催、市長におかれましてはタウンミーティングを開催しながら、話し合っていければ良いと思います。

●仙台委員

質問をさせていただければと思います。4ページ目の土地利用方針で、福島産業団地が産業集積地区となり今後整備が整っていくのだと思いますが、土地利用方針（概要）の産業集積地区の説明文2行目、「都市の機能強化に資する施設」についてご説明をお願いします。

●部長

福島産業団地については工業系かと思いますが、その他の産業集積地区についても具体的な施設というのは決まっておりませんが、店舗や工業施設などの「働く場」というものを「都市の機能強化に資する施設」というふうに捉えております。

●会長

他にはいかがですか。婦人団体協議会ではいかがですか。

ニュータウンに対する期待やこんなまちづくりを望むなどの声はありますか。

●谷田委員

7月に市長をお迎えし市政懇談会を企画しており、提言を考える時期が来ており、その中でこの話題も上がりました。私自身も国造地区に住んでおり興味深く思っております。住んでいる地域は熊の問題もあり、金沢大学用地がどれほど手つかずだったのかなということを知りたいと思います。

また、国造地域では同居をする若い世代がいなくて、皆さん和光台に住まわれます。本来は同居をして各集落がもっと存続するようにしていければ良いと思うが、時代を反映してそうなっていると思います。若い人が自分達の責任で家族を持つということ考えると、金大跡地が宅地になるとすれば、そういう人が増えれば、能美市の移住定住に貢献するのではないかと思います。

また、昔のバブルの時代と違い、ただ乱雑に開発をするということは考えていないと思います。環境を考えて反対するというパブリックコメントでの意見も受け止めなければいけないが、住民・地域の声を丁寧に拾っていただいて解決していければ良いの

かなと思います。

またお聞きしたいが、新しい場所を開発するとなると空き家問題もあり、空き家があるのに新しい開発するのはいかがかという意見もあったのも確かであり、そのあたりもお示しいただければと思います。

#### ●部長

空き家に関しましては、いろいろな制度を設けており、解体・改修・貸す方への補助金など、様々な施策を行い支援しております。なにぶん空き家を利活用していただくのが一番良いのですが、広い敷地であれば利用促進が図れますが、集落の中の細い道の空き家はなかなか利活用されない。空き家所有者は市外にもいらっしゃるので、能美市として積極的に、今年度、納税通知書に空き家の制度案内を同封して意識啓発を行い、お問合せをいただいております。そういった方のアフターケアをしながら積極的な利活用を図っていきたいと思います。

金大の跡地につきましては、緑が丘、松が岡、和光台と合わせて元々名鉄開発（株）が開発目的で所有しておりました。その後金大に譲渡し、金大が法人化され、財産を持っていることができない、不要な地面は売却するという方針です。能美市としましては、加賀産業道路から市内へのアクセスが不便なところもあり、道路網の整備と合わせて土地を有効活用し、環境に配慮して守るべきものは守り、ただ住宅地を作るのではなく商業の利便性を図り、この周辺地域の活性化を図り発展していけば良いと考えてます。そういった考えを基に、マスタープランに反映させて能美市のまちづくりを進めていきたいと思っております。

#### ●田中委員

議会にも様々な要望があり、根上地区に工業団地があり、従業員の方が700～1000人が増えており宅地を求めている状況で、能美市は空き家空き地を利用しながら住んでいただく施策を進めています。金大跡地はどれだけ急いでも数年かかる先を見据えての投資・開発でございまして、これから工業団地で働く方々能美市に住まわれる方をいかに増やすかのワンチャンスであり、狙いを定めていくことが大切であり、いつでも住むことができる土地の提供、子育て等の支援も配慮し、他の市に住むのではなく能美市の従業員さんは能美市に住んでいただく施策を進めている状況です。

#### ●会長

ありがとうございます。森委員いかがですか。

●森委員

マスタープランのことが「その他」の項目の中に表現されていたので、この会での位置づけが理解できておりません。

また、マスタープランの見直しの中で、世の中のどんな変化を受けて能美市がどういう方向に向かっていこうとしているのかをお聞きしたい。

居住については、基本的に世の中人口が増えていかないで、新しい住宅地については慎重にした方が良くと思う。福島産業団地で新たな従業員が発生するが、石川県内からどれくらい来るのか、外部からどれくらい来る計画になっているのか、それによっても用意の仕方が違うと思う。そういう人たちのための居住団地になるのか、それとももっと一般の人も混ざるのか。混ざる方が良く思うが、具体的な話になると聞こえてきていないと思います。

●本委員

マスタープランが上位にあり、我々の都市計画審議会で議論したことが次のマスタープランに反映されると考えれば良いのか。

●部 長

マスタープランの位置づけについては、マスタープラン策定委員会というものを設けました。その中での意見をまとめながら、金大用地等の情勢の変化を含め反映させた最終的な形を都市計画審議会でご意見を伺うため、今回報告させていただきました。

2点目の移住定住の人口減少の中でという点については、能美市においては井出市長の下、人口を減らすのではなく増やすのだと、お子さんが生まれるのが一番良いが、それも含めて施策のバロメーターとしては「人口増加」を目指すという観点から、宅地の開発が必要だということです。

3番目の新たな雇用については、1000人と言われているが、全てが外から来てくれば一番良いが、市内の他の企業から引っ張られるというのは避けたい、という中で、どのくらいかは読めないが1人でも多く市外からの人を巻き込んで能美市に移住定住させたいと考えています。

●会 長

ありがとうございます。金大跡地の話は大きな話であり、合併以来初めてのニュータウン構想となりますので、今日の皆さまご意見・ご指摘を踏まえて、マスタープランも含めて整理をしながら話を進めていただきたい。

他にご意見がないようでしたら、「その他」の2つ目に移りたいがいかがですか。

●清水委員

国際という面でお話ししたいが、能美市は在留外国人が県内で1位の割合で住んでおり、住みやすさを実感できるというのは、外国の方も同じであってほしいと思います。先程もお話がありましたが、根上の方に企業がたくさんあり、そこで働くベトナムの方も多くいらっしゃいます。家を買う方もおり、これからも増えてくると思います。外国の方も空き家を借りやすいといったサポートできるような仕組みがあるととても有難い。外国の方も同じ能美市民ですので、一緒に住みやすさを実感できればと思います。

●会 長

貴重なご意見ありがとうございます。ぜひ活かしていただきたいと思います。他にございませんか。

特にないようでしたら、今回この場で皆様に説明をしてご意見をいただいたので、ご了解をいただいて、今後の作業に続けていただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

特に異議がなく、ご了解をいただいたということで、この後の作業を進めていただきたいと思います。

それでは「その他」の2番目、特定用途制限地域（田園地域）の規制の見直しについて、事務局より説明をお願いします。

●事務局

田園地域の規制の見直しについてご説明します。

議案にもありましたが、能美市には特定用途制限地域というものがあり、用途地域と違い能美市独自の規制となっています。スクリーンをご覧ください。

市役所本庁舎周辺の地図です。本庁舎周辺は第二種住居地域、岩内工業団地は工業地域という用途地域に指定されています。緑色が里山地域という特定用途制限地域、加賀産業道路北側の白い部分と薄い緑の部分が田園地域という地域になっています。これは合併後、平成25年8月に都市計画を根上・寺井と辰口と一緒にした時に指定したもので、辰口地区はそれまで用途規制がなかった所に田園地域という規制がかかってきました。寺井・根上は市街化調整区域という規制が厳しかった所に田園地域の規制がかかっています。

田園地域、里山地域、それぞれに用途の規制がございます。お手元の資料2になりますが、田園地域、里山地域、幹線道路沿線地域の3つの特定用途制限地域があり、市独自の規制となっています。

これに加えて薄く緑色で塗ってある部分が開発可能区域、白い部分が開発規制区域で、農地から宅地にする際の開発の規制を行っており、用途に関する規制と開発に関する規制を行っています。とはいえ、元々開発規制区域で宅地になっていた部分は既存宅地ということで開発の規制は受けず、開発可能区域と同様に用途の規制だけ受けています。

また、青色の部分は農振農用地で農業にしか使えない地域になっており、白い部分（開発規制区域）が開発できるかという点、条例でも規制していますし、農振農用地の規制もあり、農地は簡単に開発できないことになっています。

資料2に戻りますが、現在田園地域では、第二種低層住居専用地域という住宅に特化した用途地域と同様の規制を行っており、厳しい規制により良好な自然環境の保全を図っていますが、一方で少子高齢化や空き家問題など、集落の維持が困難となっている地域も多くあります。そういう状況のため、2階までの低層なものに限定するなど、景観に配慮しつつ、一定の用途が建築・用途変更可能になるよう見直しを行い、空き家の活用・集落の活性化・能美市全体の交流人口の拡大により、移住定住の促進を図っていきたいと考えています。

具体的に改正案を説明します。主要な用途ですが、

- ・住宅・共同住宅はこれまで通り建築可能とし
- ・店舗及び事務所は、150㎡・200㎡しか建てられなかったものを、2階建て以下・500㎡以下に
- ・ホテル・旅館は空き家空き施設活用した民泊など交流人口の拡大を目指すため、第一種住居地域と同様に建築が可能とするようにする
- ・スポーツ練習場、これは空き施設を活用した子供向けバッティングセンター等を可能するため、2階建て以下・500㎡以下まで可能に
- ・病院の建築も可能とし
- ・これまで認めていなかった単独車庫を平屋・150㎡以下まで可能に
- ・倉庫を2階建て以下・500㎡以下まで可能にする
- ・工場ですが、現在、自家用販売のための工場しか認めていません。周辺の住環境に影響を及ぼすものでもありますが、第一種住居地域と同様の規制に少し緩和をしたいと考えております。これは旧辰口地区や市街化調整区域では、この程度のものは可能だったため既存不適格建築物が多くあるという所もあり、ここまでは認めていきたいと考えております。こういった緩和をすることで、集落の活性化、空き家空き施設の活用を進めていきたいと考えています。

今後、県との協議を進め、12月か1月くらいにまたこの都市計画審議会の場でご説明させて頂き、3月議会での条例改正、来年度の施行を予定しております。以上です。

●会 長

只今の説明について、ご意見・ご質問ありませんか。

●谷田委員

今ほどの規制緩和はすごく有難いと思っております。一家の主婦としてはピンとこない数字ではありますが、こういった数字の改正によってたくさん移住定住にも影響してくると思っております。

先程金大用地のお話は終わりましたが、市政懇談会の提言の中には、まちづくりには若いお母さん方も非常に興味を持っていらっしゃる、ではどんなところかと聞くと、能美市には子供達が遊べる場がないということで、それがどんな施設なのかと聞くと市外にあり、能美市に住んでいるが市外に行かなければならない不便さがあるということがあります。田中委員が仰られたように、何年後かに向けての計画かと思うが、ぜひ新しい所に何かということがあれば、そういったことも含めてのまちづくりとか、若いお母さん達が言う「映える公園」など、市のプロモーションで考えていただけるのかも興味があり、ぜひそういった所もお考えいただければと思う。

国造地域には商業施設があるにはあるが、もっと利便性があり、緑のあるような、都会にあるような商業施設があると良いという声も聞きますので、よろしく願い致します。

●金子委員

田園地域の規制の改正ということで、規制緩和は当然だと思いますが、田園地域の農地でない所の規制の改正ということでよろしいか。

●事務局

薄い緑色（開発可能区域）の中にも農地があり、そこで建てられるものが増えてくるというイメージで、農地にも少し関連があります。

●金子委員

農地法という法律がありますので、それをしっかり踏まえながら、農業をしている方の意見を聞きながら計画をしていただきたいというお願いを致します。

●会 長

他に何かご意見・ご質問はありませんか。

●西委員

形式的な記載についてですが、議案書6ページの議案第2号の「Ⅱ」というのは通常「上と同じ」という意味だが、上下逆になっており、非常に分かりづらい表記になっている。

●事務局

こちらも都市計画決定図書の県下統一の表し方で記載しております。

●会 長

他にございませんか。ありがとうございます。

これにて、議事及びその他案件の審議は終了いたします。進行への御協力ありがとうございました。それでは事務局へお返しします。

●司 会

竹本会長、ありがとうございました。それでは、まち整備課長の畑中より閉会のご挨拶を申し上げます。

●課 長

本日は長時間に渡りまして慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。本日、事務局が用意しました事案については以上でございます。それでは以上をもちまして、令和4年度第1回能美市都市計画審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

終 了

能美市都市計画審議会運営要領により、ここに署名する。

議 長

竹本敏晴

署名委員

山田文恵

署名委員

清水和貴子